高山市行政経営方針(案)について

1. 現状

(1) 第六次行政改革大綱の検証

① 数値目標に対する実績

| 項目 | | 基準値 | 年度別実績 | | | | 目標値 | 取組実績 |
|---------|--------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|-----------|
| | | (H25)(A) | Н27 | H28 | Н29 | H30 (B) | (H31) | (B) – (A) |
| 人件費総額 ※ | | 75.3 億円 | 73.3 億円 | 72.1 億円 | 72.8 億円 | 74.3 億円 | △1.8 億円 | △1 億円 |
| 職員数 | | 1,048人 | 961 人 | 975 人 | 976 人 | 972 人 | 970 人 | △76 人 |
| | | (H25 当初) | (H28 当初) | (H29 当初) | (H30 当初) | (H31 当初) | (H32 当初) | Δ16 X |
| | 正職員数 | 897 人 | 830 人 | 832 人 | 828 人 | 825 人 | 830 人 | △72 人 |
| | 嘱託職員数 | 151 人 | 123 人 | 125 人 | 129 人 | 132 人 | 110 人 | △19 人 |
| | 再任用職員数 | 0人 | 8人 | 18 人 | 19 人 | 15 人 | 30 人 | 15 人 |
| 市債残高 | | 733 億円 | 635 億円 | 587 億円 | 551 億円 | 513 億円 | 500 億円 | △220 億円 |

※職員、嘱託職員、議員、各種委員等の人件費総額(職員の退職手当を除く)

② 取組項目の実施状況

第六次行政改革実施計画に掲げる99の取組項目について、平成30年度末時点で進捗状況を「実施」としている取組項目は86項目(86.8%)、「方針決定」としている取組項目は3項目(3.0%)、「検討」としている取組項目は10項目(10.2%)となっています。

(2) 行政を取り巻く現状と課題

人口減少・少子高齢化、AIやICTなどがもたらす技術革新、多様な主体のまちづくりへの参画など、社会情勢は変化し続けています。

また、行政運営においては、行政施設の複合化・多機能化、公共施設の老朽化、厳しさを増す財政状況などへの対応が求められています。

2. 次期計画の方向性

(1) 見直しのポイント

昭和60年に第一次行政改革大綱を策定して以降、地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行政運営を進めてきました。その後、平成17年の市町村合併により増大した職員数、債務、施設数が課題となる中、合併後に策定した第四次行政改革大綱から現在の第六次行政改革大綱に至るまで、人員削減、コスト縮減等を主眼とした取り組みを進めてきました。

これらの取り組みは、一定の成果を挙げてきたものの、今後は、急速な人口減少や少子高齢化をはじめとしたさまざまな環境の変化に柔軟に対応できるよう、長期的に行政を経営するという新たな視点に立ち、限られた経営資源を有効に活用して、将来にわたって持続可能で安定的な行政を継続していくことが必要となります。

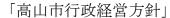
次期計画は、こうした考えを市民と共有し、ともに取り組んでいくことを視点とした計画として策定します。

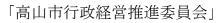
(2) 計画等の名称の変更

変更前

- •「高山市行政改革大綱」
- ·「高山市行政改革推進委員会」
- ·「高山市行政改革推進本部」

変更後

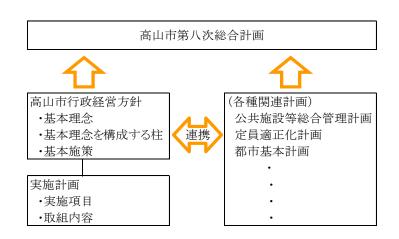




「高山市行政経営推進本部」



第八次総合計画の着実な推進を行財政面から下支えするものと位置づけ、各種関連計画との連携を図ります。



4. 基本理念

『人口減少など社会経済情勢の変化に対応し、安定した市民サービスが提供で きる持続可能なまち』

5. 基本理念を構成する柱と基本施策 別 紙

- 1. 多様な主体による協働 【協働のマネジメント】
- 2. 組織運営の最適化 【組織・人材のマネジメント】
- 3. 効率的で効果的な行政運営【業務・情報のマネジメント】
- 4. 公有財産の総合的な管理 【公有財産のマネジメント】
- 5. 将来を見据えた財政運営 【財務のマネジメント】

6. 期間

総合計画の期間に合わせて10年間とします。

ただし、今回は第八次総合計画と終期を合わせるため、5年とします。

7. 方針の推進

(1) 経営的視点での推進

方針の推進にあたっては、次の3つの視点(3C)で取り組みます。

- ① 市民満足度 (Customer Satisfaction) の向上
- ② コスト (Cost) 意識
- ③ 透明性 (Clearly) の確保

(2) 推進体制

① 行政経営推進本部

市の内部組織として各部局で構成し、基本施策の実施に関する事項(実施計画の進捗状況の確認・実施項目や取組内容の改善や見直し等)について議論します。

② 行政経営推進委員会

地方行政について優れた識見を有する委員で構成し、行政経営全般について審議、提言を行う他、市からの諮問に対して答申を行います。

(3) 実施計画の策定

行政経営方針に定める基本施策に基づき、取り組む実施項目や取組内容等を 定めた「実施計画」を策定します。

(4) 進行管理

毎年度、実施計画の進捗状況について確認・検証を行います。

進捗状況については、広報紙、ホームページ等を通じて市民にわかりやすく 公表します。